

第5 [参 考]

1 税務機構及び職員数

機 構	各課 定数	職 員 数			機 構		
		男	女	計			
財 政 局 税 務 部	税 制 課	21	19	6	25	幸 区 役 所	会計管理係 市民税第1係 市民税第2係 計
	課 税 指 導 課	29	25	4	29		資産税課 土地係 家屋第1係 家屋第2係 計
	市 民 税 課	20	13	7	20		収納担当 特別収納担当 計
	収 納 対 策 課	29	18	11	29		合 計
合 計		99	75	28	103		
川 崎 区 役 所	市民税課 市民税第1係 市民税第2係 計	22	5	4	9	原 区 役 所	会計管理係 市民税第1係 市民税第2係 計
	資産税課 土地係 家屋第1係 家屋第2係 家屋第3係 計		12	10	22		資産税課 土地係 家屋第1係 家屋第2係 計
	収納担当 特別収納担当 計		18	9	27 (3)		収納担当 特別収納担当 計
	合 計		24	18	42 (3)		合 計
納 税 課	26	12	8	20 (1)	高 津 区 役 所	市民税課 市民税第1係 市民税第2係 計	
合 計	72	48	28	76 (4)		資産税課 土地係 家屋第1係 家屋第2係 計	
		6	1	7		収納担当 特別収納担当 計	
		18	9	27 (1)		合 計	

- (注) 1 課長は課の庶務担当係に含む。  
 2 財政局税務部長は税制課に含む。  
 3 職員数合計欄の( )は、合計数のうち育児休業代替任期付職員数を示す。

(平成21年4月1日現在)

各課 定数	職 員 数			機 構	各課 定数	職 員 数			
	男	女	計			男	女	計	
16	5	2	7	宮 前 区 役 所	18	4	3	7	
	4	1	5			市民税課 市民税第1係 市民税第2係 計	4	2	6
	3	1	4			資産税課 土地係 家屋第1係 家屋第2係 計	4	1	5
	12	4	16			7	2	9	
14	5	1	6	多 摩 区 役 所	20	3	2	5	
	3	1	4			市民税課 市民税第1係 市民税第2係 計	4	2	6
	3	1	4			資産税課 土地係 家屋第1係 家屋第2係 計	3	3	6
	11	3	14			8	2	10	
10	5	3	8	麻 生 区 役 所	14	9	3	12	
	2		2			市民税課 市民税第1係 市民税第2係 計	3	3	6
	7	3	10			資産税課 土地係 家屋第1係 家屋第2係 計	4	1	5
	30	10	40			8	2	10	
40	3	5	8	税 務 職 員 総 数	48	11	3	14	
	4	2	6			収納担当 特別収納担当 計	9	3	12
	3	3	6			市民税課 市民税第1係 市民税第2係 計	2	2	4
	10	10	20			7	1	8	
19	6	2	8	合 計	54	32	24	56 (1)	
	3	3	6			4	3	7	
	4	3	7 (1)			5	1	6	
	13	8	21 (1)			6	2	8	
15	7	5	12	合 計	54	36	18	54	
	2	1	3			4	2	6	
	9	6	15			3	3	6	
	54	24	78 (1)			4	1	5	
18	4	3	7	合 計	48	37	11	48	
	5	1	6			4	2	6	
	3	2	5			5	1	6	
	12	6	18			6	4	10	
21	6	3	9	合 計	48	37	11	48	
	4	2	6			4	2	6	
	3	3	6			5	1	6	
	13	8	21			6	4	10	
16	11	2	13	合 計	48	37	11	48	
	2	1	3			4	2	6	
	13	3	16			5	3	8	
	55	17	72 (1)			6	4	10	

2 税務事務分掌

機構	事 務 分 掌
財 税 制 政 局	(1) 市税制度の企画及び調査研究に関する事。
	(2) 税務事務の企画、改善及び調整に関する事。
	(3) (仮称) 市税事務所の整備に関する事。
	(4) 市税システムの調整に関する事。
	(5) 税務職員の研修に関する事。
	(6) 税務査察に関する事。
	(7) 市税の不服申立てに関する事。
	(8) 固定資産評価審査委員会に関する事。
	(9) 市税関係歳入予算及び決算に関する事。
	(10) 税務統計に関する事。
課 税 指 導 課	(11) 地方譲与税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に関する事。
	(1) 市税(個人の県民税を含む。以下同じ。)の賦課事務の企画、指導及び調整に関する事。
	(2) 固定資産の評価事務の企画、指導及び調整に関する事。
	(3) 市税の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び調整に関する事。
	(4) 特別土地保有税の賦課及び督促に関する事。
	(5) 入湯税の賦課及び督促に関する事。
	(6) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事務の企画、指導及び調整に関する事。
(7) 課税資料に関する事。	
務 市 民 税 課	(1) 給与所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課に関する事。
	(2) 公的年金等の所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課(年金保険者に係るものに限る。)に関する事。
	(3) 特別徴収の市民税及び県民税の督促に関する事。
部 収 納 策 課	(1) 市税収納対策の企画及び推進に関する事。
	(2) 市税の徴収事務及び収納事務の企画、指導及び調整に関する事。
	(3) 市税その他の収入金の調定管理及び収入整理に関する事。
	(4) 市税の過誤納金の還付及び充当に関する事。
	(5) 納税思想の普及高揚に関する事。

機構	事 務 分 掌
各 区 市 役 所 民 税 ( 川 崎 区 課 役 所 資 産 税 除 課 納 税 課 )	(1) 法人の市民税の賦課に関する事。
	(2) 軽自動車税の賦課に関する事。
	(3) 事業所税の賦課に関する事。
	(4) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関する事。
	(5) 公的年金等の所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課(年金保険者に係るものを除く。)に関する事。
	(6) 納税思想の普及高揚に関する事。
	(7) 市税(個人の県民税を含む。以下同じ。)の証明及び閲覧に関する事。 上記のほか、区の会計事務に関する事。
川 崎 市 民 税 区 課 役 所	固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事(総務大臣及び神奈川県知事配分の償却資産に係る固定資産税の賦課を除く。)
	(1) 市税の徴収、督促(特別徴収の市民税及び県民税、特別土地保有税並びに入湯税を除く。)及び滞納処分に関する事。
	(1) 法人の市民税の賦課に関する事。
	(2) 軽自動車税の賦課に関する事。
	(3) 事業所税の賦課に関する事(2以上の区に事務所又は事業所を有する個人又は法人に係る調整事務を含む。)
	(4) 市たばこ税の賦課に関する事。
	(5) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関する事。
	(6) 公的年金等の所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課(年金保険者に係るものを除く。)に関する事。
(7) 納税思想の普及高揚に関する事。	
資 産 税 除 課 納 税 課	(8) 市税の証明及び閲覧に関する事。 上記のほか、区の会計事務に関する事。
	(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事(総務大臣及び神奈川県知事配分の償却資産に係る固定資産税の賦課を含む。)
	(2) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する事。
納 税 課	市税の徴収、督促(特別徴収の市民税及び県民税、特別土地保有税並びに入湯税を除く。)及び滞納処分に関する事。

3 市税税率等

区 分		平 成 20 年 度
市 人	個 均等割	3,000円(県民税 1,300円 ※1)
	所得割	6/100 (県民税 4.025/100 ※2)
民 法 税 人	均等割	資本金等の額・従業者数 下記以外の法人 50,000円 1億円超10億円以下50人以下 160,000 1千万円以下50人超 120,000円 1億円超10億円以下50人超 400,000 1千万円超1億円以下50人以下 130,000円 10億円超50億円以下50人以下 410,000 1千万円超1億円以下50人超 150,000円 10億円超50億円以下50人超 1,750,000
	法人税割	資本金の額又は出資金の額が10億円以上の法人並びに 保険業法に規定する相互会社及び受託法人 14.7/100
		資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人 13.5/100 その他の法人等 12.3/100
固定資産税		1.4/100 (土地 30万円未満、家屋 20万円未満、償却資産 150万円未満)
軽自動車税		1 原動機付自転車 2 軽自動車及び小型特殊自動車 50cc以下 1,000円 ア 軽自動車 イ 小型特殊自動車 90cc以下 1,200円 (7) 2輪 2,400円 (7) 農耕作業用 90cc超 1,600円 (イ) 3輪 3,100円 (イ) その他のもの ミニカー 2,500円 (ウ) 4輪 乗用 営業用 5,500円 " 自家用 7,200円 " 貨物 営業用 3,000円 " 自家用 4,000円 (エ) その他のもの 2,400円
市たばこ税		旧3級品以外の紙巻たばこ等 1,000本につき 3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,564円
特別土地保有税		平成15年度以降課税の停止 〔 保有分 1.4/100 (2,000㎡未満) 取得分 3/100 (2,000㎡未満) 〕
入湯税		入湯客1人1日につき 150円
事業所税	資産割	事業所用家屋床面積1㎡につき 600円(1,000㎡以下)
	従業者割	従業者給与総額の 0.25/100(100人以下)
都市計画税		0.3/100

(注) 固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の( )内は、免税点を示す。

※1 県民税には、個人県民税超過課税による上乗せ分300円を含む。

※2 県民税には、個人県民税超過課税による上乗せ分0.025/100を含む。

平 成 21 年 度		納 期 ( 納 期 限 )					
円 50億円超50人以下 円 50億円超50人超 円 円	410,000円 3,000,000円	普通徴収	1 期 6月末日	2 期 8月末日	3 期 10月末日	4 期 1月末日	
		特別徴収 (年金分)	1 期 6月末日	2 期 8月末日	10月	12月	2月
			(普通徴収)※3 翌月10日までに納入				
各事業年度終了後2ヶ月以内		特別徴収 (給与分) 6月～翌年5月(毎月) 当月分を翌月10日までに納入					
		1 期	2 期	3 期	4 期		
		4月末日	7月末日	12月末日	2月末日		
3 2輪の小型自動車 4,000円		5 月 末 日					
1,600円 4,700円		翌 月 末 日					
遊休土地分 1.4/100 (1,000㎡未満) 〕		保有分・遊休土地分 5月末日 取得分 8月末日又は2月末日					
		翌 月 末 日					
		法 人 各事業年度終了後2ヶ月以内					
		個 人 翌年の3月15日まで					
		固 定 資 産 税 と 同 じ					

※3 初年度につき、6月及び8月は普通徴収による。

4 市民税(個人)所得控除額等

区 分		平成 20 年 度		
所得金額	給与所得控除	収入金額が180万円以下……………収入金額×40%(最低控除額65万円) " 180万円超360万円以下……………収入金額×30%+180,000円 " 360万円超660万円以下……………収入金額×20%+540,000円		
	青色事業専従者給与	適正な給与の支給額		
	事業専従者控除(白色)	配偶者 860,000円、その他 500,000円		
所得控除	雑 損	「(損失額-補てん額)-総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額-5		
	医 療 費	(医療費の額-補てん額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のい		
	社 会 保 険 料	支払った金額		
	小規模企業共済等掛金	支払った金額		
	生 命 保 険 料	生命保険料だけの場合	支払保険料が 15,000円以下……………全額	
		" 15,000円超40,000円以下……………支払額×1/2+7,500円		
		" 40,000円超70,000円以下……………支払額×1/4+17,500円		
		" 70,000円超……………35,000円		
	地 震 保 険 料	地震保険料だけの場合	支払保険料が 50,000円以下……………支払額×1/2	
		" 50,000円超……………25,000円		
長期損害保険契約(※)に係るものだけの場合【経過措置】		支払保険料が 5,000円以下……………全額		
" 5,000円超15,000円以下……………支払額×1/2+2,500円				
" 15,000円超……………10,000円				
地震と長期の両方がある場合、 上記で求めたそれぞれの額の合計(限度額 25,000円) (なお、長期が地震にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当)				
寄 附 金	("寄附金額"又は「総所得金額等の25%相当額」のいずれか少ない方の金額)-10万円			
除 税 額	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者……………260,000円 特別障害者……………		
	配 偶 者	一般……………330,000円(同居特別障害者の場合560,000円) 老人……………		
	配 偶 者 特 別	配偶者の合計所得金額が 38万円超45万円未満……………330,000円 50万円以上55万円未満…………… 45万円以上50万円未満……………310,000円 55万円以上60万円未満……………		
扶 養	一般……………330,000円(同居特別障害者の場合560,000円) 特定……………450,000円( " 680,000円)			
基 礎	330,000円			
税 額	調 整	○合計課税所得金額が200万円以下の場合 次の①と②のいずれか少ない金額の3%(県民税2%) ①右表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額 ○合計課税所得金額が200万円を超える場合 次の①から②を引いた金額(5万円を下回る場合は5万円)の3%(県民税2%) ①右表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額-200万円		
	配 当	配当所得の金額×1.6%(県民税1.2%)(課税総所得金額が1千万円を超える(証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。))		
控 除	住 宅 借 入 金 等 特 別	次の①と②のいずれか少ない金額から③を引いた金額の60%(県民税40%) ※所得税において平成11年から平成18年までの入居に係る住宅借入金等特 ① 所得税の住宅借入金等特別控除可能額 ② 税源移譲前の税率で算出し		
	寄 附 金			
参 考	外 国 税 額	所得税で控除しきれない額があるとき、所得税外国税額控除限度額の県民税		
	退 職 所 得 控 除	勤続年数が20年以下 40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円) " 20年超 800万円+70万円×(勤続年数-20年)		
	障・未・寡非課税範囲	合計所得金額 125万円以下		

平 成 21 年 度								
収入金額が660万円超1,000万円以下……………収入金額×10%+1,200,000円 " 1,000万円超……………収入金額×5%+1,700,000円								
万円」のいずれか多い方の金額 れか少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)								
個人年金保険料だけの場合	生命保険料と個人年金保険料 が両方ある場合							
支払保険料が 15,000円以下……………全額	" 15,000円超40,000円以下……………支払額×1/2+7,500円							
" 40,000円超70,000円以下……………支払額×1/4+17,500円	" 70,000円超……………35,000円							
左の算式で求めたそれぞれの 額の合計								
※ 平成18年12月31日までに 締結した、保険期間が10年 以上で、かつ満期返戻金の ある契約								
……………300,000円	特定の寡婦……………300,000円							
……………380,000円(同居特別障害者の場合610,000円)								
……………260,000円	60万円以上65万円未満……………160,000円	70万円以上75万円未満……………60,000円						
……………210,000円	65万円以上70万円未満……………110,000円	75万円以上76万円未満……………30,000円						
老人……………380,000円(同居特別障害者の場合610,000円)	同居老親等……………450,000円( " 680,000円)							
控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額	
障害者控除	普通 1万円	寡夫控除	1万円	扶養控除	一般	5万円	同居特別障害者加算	12万円
	特別 10万円	勤労学生控除	1万円		特定	18万円	配偶者	38万円超40万円未満
寡婦控除	一般 1万円	配偶者控除	一般 5万円	老人	10万円	特別控除	40万円以上45万円未満	3万円
	特別 5万円	控除	老人 10万円	同居老親	13万円	基礎控除		5万円
場合の超える部分の金額は×0.8%(県民税0.6%)								
別控除を受けた場合に限る。 た所得税額 ③ 税源移譲後の税率で算出した所得税額								
(寄附金の合計額(総所得金額等の30%を限度)-5,000円)×6%(県民税4%) また、都道府県・市区町村 に対する寄附金の5千円を超える部分については、個人住民税所得割額の1割を限度に特例控除額を加算 は12%、市民税は18%を限度として、県民税所得割額から順次控除 (障害者になったことに基因して退職したときは100万円を加算)								

5 所得税の諸控除

区 分		平成	19	年	分	
所得金	給与所得控除	収入金額が180万円以下……………	収入金額×40% (最低控除額65万円)			
		” 180万超360万円以下……………	収入金額×30%+180,000円			
		” 360万超660万円以下……………	収入金額×20%+540,000円			
		” 660万超1,000万円以下……………	収入金額×10%+1,200,000円			
		” 1,000万円超……………	収入金額×5%+1,700,000円			
額	青色事業専従者給与	適正な給与の支給額				
	事業専従者控除(白色)	配偶者 860,000円、その他 500,000円				
所得控	雑 損	「(損失額-補てん額)-総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額-5万円」のいずれか多い方の金額(災害による損害は、災害減免法の適用を選択することもできる。)				
	医 療 費	(医療費の額-補てん額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のいずれか少ない方の金額を除いた額(限度額 200万円)				
	社 会 保 険 料	支払った金額				
	小規模企業共済等掛金	支払った金額				
	生 命 保 険 料	生命保険料だけの場合	支払保険料が 25,000円以下…………… 全額			
		”	25,000円超50,000円以下……………	支払額×1/2+12,500円		
		”	50,000円超100,000円以下……………	支払額×1/4+25,000円		
		”	100,000円超……………	50,000円		
	地 震 保 険 料	地震保険料だけの場合	支払保険料が 50,000円以下…………… 全額			
		”	50,000円超……………	50,000円		
長期損害保険契約(※)に係るものだけの場合【経過措置】		支払保険料が 10,000円以下…………… 全額				
”		10,000円超20,000円以下……………	支払額×1/2+5,000円			
寄 付 金	地震と長期の両方がある場合	上記で求めたそれぞれの額の合計(限度額 50,000円) (なお、長期が地震にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当)				
	特定寄付金の額の合計額」又は「総所得金額等の40%相当額」のいずれか					
寡 婦 ・ 寡 夫 ・ 勤 労 学 生 ・ 障 害 者 ・ 配 偶 者	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者……………	270,000円	特定の寡婦……………			
	特別障害者……………	400,000円				
配 偶 者 特 別	一般……………	380,000円(同居特別障害者の場合730,000円)	老人……………			
	配偶者の合計所得金額が					
	38万円超40万円未満……………	380,000円	50万円以上55万円未満……………			
	40万円以上45万円未満……………	360,000円	55万円以上60万円未満……………			
扶 養	45万円以上50万円未満……………	310,000円	60万円以上65万円未満……………			
	一般……………	380,000円(同居特別障害者の場合730,000円)				
	特定……………	630,000円( ” 980,000円)				
	老人……………	480,000円( ” 830,000円)				
基 礎	同居老親等……………	580,000円( ” 930,000円)				
		380,000円				
配 当	配当所得の金額×10%(課税総所得金額が1千万円を超える場合の超える部分(証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。))					
税 額 控	平成19年1月1日～19年12月31日までに居住を開始した場合(次の①か②を選択)					
	① 借入金の年末残高が [当初6年間] [7～10年目]					
	2千5百万円以下……………	残高×1%	残高×0.5%			
	2千5百万円超……………	25万円	12万5千円			
税 額 控	② 借入金の年末残高が [当初10年間] [11～15年目]					
	2千5百万円以下……………	残高×0.6%	残高×0.4%			
	2千5百万円超……………	15万円	10万円			
	政党等寄附金特別	(政党等に対する政治活動に関する寄附金の合計額-5千円)×30%(限度額 所得額の25%)				
住宅耐震改修特別	住宅耐震改修に要した費用の額×10%=住宅耐震改修特別控除額(限度額20万円)					
外 国 税 額	外国所得税額(限度額 所得税の額から配当控除、住宅借入金等特別控除等を除いた額×国外所得総額÷所得総額)					

		平成	20	年	分
個人年金保険料だけの場合	支払保険料が 25,000円以下……………	全額			
	”	25,000円超50,000円以下……………	支払額×1/2+12,500円		
	”	50,000円超100,000円以下……………	支払額×1/4+25,000円		
	”	100,000円超……………	50,000円		
生命保険料と個人年金保険料が両方ある場合	左の算式で求めたそれぞれの額の合計				
※ 平成18年12月31日までに締結した、保険期間が10年以上で、かつ満期返戻金のある契約					
少ない方の金額) - 5千円					
……………350,000円					
……………480,000円(同居特別障害者の場合830,000円)					
……………260,000円		65万円以上70万円未満……………	110,000円		
……………210,000円		70万円以上75万円未満……………	60,000円		
……………160,000円		75万円以上76万円未満……………	30,000円		
の金額は×5%)					
平成20年1月1日～20年12月31日までに居住を開始した場合(次の①か②を選択)					
① 借入金の年末残高が [当初6年間] [7～10年目]					
2千円以下……………		残高×1%	残高×0.5%		
2千円超……………		20万円	10万円		
② 借入金の年末残高が [当初10年間] [11～15年目]					
2千円以下……………		残高×0.6%	残高×0.4%		
2千円超……………		12万円	8万円		
得税額の25%)					
円)					
いた額×国外所得総額÷所得総額)					

6 市内税務署取扱い国税額累年比較

税目別	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額
総額	836,492,490	774,181,924	882,178,724	823,730,114	892,870,465	837,820,371	850,302,112
所得税	171,115,298	161,545,553	175,601,969	166,311,730	190,262,181	181,384,427	183,617,643
源泉分	122,862,842	118,894,021	124,766,367	120,825,115	134,963,616	131,091,596	125,450,039
申告分	48,252,456	42,651,532	50,835,602	45,486,615	55,298,565	50,292,831	58,167,604
法人税	67,293,232	66,599,932	92,769,974	92,056,992	104,731,845	102,563,785	91,745,379
相続税	29,674,015	20,679,327	28,695,774	22,616,589	26,345,847	22,773,037	23,422,593
消費税	99,786,742	94,559,933	103,768,933	98,187,030	110,779,099	104,943,788	103,980,423
酒税	X	X	X	X	X	X	5,437,276
たばこ税・たばこ特別税	33	-	33	-	33	-	33
揮発油税・地方道路税	460,714,016	422,900,888	473,232,411	436,466,946	452,850,956	418,261,456	439,548,004
その他	X	X	X	X	X	X	2,550,761
川崎南税務署取扱分	617,295,212	573,468,493	658,240,439	615,694,978	659,129,389	617,102,040	629,376,475
川崎北税務署取扱分	174,867,282	161,490,147	176,730,196	165,365,834	181,522,350	172,730,476	168,506,841
川崎西税務署取扱分	44,329,995	39,223,285	47,208,088	42,669,302	52,218,726	47,987,855	52,418,796

(注) 1 表中「X」は、東京国税局において個人情報保護する観点から計数を秘匿することとされているも  
2 表中の消費税額は、消費税と地方消費税（地方消費税は、国が消費税と併せて賦課徴収している道  
も、それぞれ地方消費税相当分を除いた推計額となる。

7 市内県税事務所取扱い県税額累年比較

税目別	平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額
総額	109,267,862	104,768,935	117,386,293	112,847,211	122,436,606	117,935,985	166,172,169
県民税個人	35,009,967	32,185,748	36,355,969	33,798,162	39,677,038	37,215,382	74,011,430
県民税法	8,113,957	8,096,908	8,281,175	8,257,239	9,950,086	9,928,359	11,762,416
県民税利子割	-	-	-	-	-	-	-
事業税個人	4,303,141	4,120,374	4,254,180	4,099,867	4,202,556	4,082,459	4,271,605
事業税法	42,004,936	42,014,846	48,105,892	48,063,934	51,121,759	50,948,754	58,919,118
不動産取得税	4,889,968	4,246,555	6,529,182	5,600,086	6,737,378	5,765,384	7,331,189
ゴルフ場利用税	69,048	69,048	70,258	70,258	70,837	70,837	68,169
臨時特例企業税	3,399,305	3,399,305	3,067,087	3,067,087	919,996	919,996	978,760
軽油引取税	11,476,433	10,635,043	10,722,549	9,890,578	9,756,955	9,004,814	8,829,483
狩猟税	1,106	1,106	-	-	-	-	-
旧法による税	-	-	-	-	-	-	-
川崎県税事務所取扱分	65,875,377	62,794,398	70,126,236	67,134,864	78,276,890	75,386,160	115,754,589
高津県税事務所取扱分	38,636,797	37,352,664	42,031,628	40,603,374	38,554,757	37,137,559	44,562,772
麻生県税事務所取扱分	4,755,688	4,621,873	5,228,429	5,108,973	5,604,959	5,412,266	5,854,808

(注) 1 総額は、端数整理のため項目ごとの合計と一致しない場合がある。  
2 平成15年度の狩猟税は、狩猟者登録税と入猟税の合計額である。

(単位 千円・%)

9年度	平成20年度	前年比										
		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		
		徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	
803,158,060	773,390,583	720,694,243	97.6	98.0	105.5	106.4	101.2	101.7	95.2	95.9	91.0	89.7
174,773,429	178,834,766	170,468,163	102.0	102.5	102.6	103.0	108.3	109.1	96.5	96.4	97.4	97.5
121,684,645	127,359,619	123,760,497	102.1	102.4	101.5	101.6	108.2	108.5	93.0	92.8	101.5	101.7
53,088,784	51,475,147	46,707,666	101.8	102.5	105.4	106.6	108.8	110.6	105.2	105.6	88.5	88.0
90,708,022	62,412,111	61,522,298	105.9	106.1	137.9	138.2	112.9	111.4	87.6	88.4	68.0	67.8
21,779,392	26,380,938	24,599,909	72.0	72.2	96.7	109.4	91.8	100.7	88.9	95.6	112.6	113.0
98,079,408	101,150,167	95,611,252	103.9	106.5	104.0	103.8	106.8	106.9	93.9	93.5	97.3	97.5
5,437,276	5,934,194	5,934,194	-	-	-	-	-	-	-	-	109.1	109.1
-	33	33	著減	皆減	100.0	-	100.0	-	100.0	-	100.0	皆増
409,839,010	396,456,384	360,402,833	98.3	97.7	102.7	103.2	95.7	95.8	97.1	98.0	90.2	87.9
2,541,523	2,221,989	2,155,562	-	-	-	-	-	-	-	-	87.1	84.8
593,726,535	570,117,260	528,351,060	98.3	98.4	106.6	107.4	100.1	100.2	95.5	96.2	90.6	89.0
160,216,022	154,204,600	145,947,693	96.1	97.4	101.1	102.4	102.7	104.5	92.8	92.8	91.5	91.1
49,215,503	49,068,723	46,395,490	94.2	94.5	106.5	108.8	110.6	112.5	100.4	102.6	93.6	94.3

のである。  
府県税である。)の合算額から地方消費税相当分を除いた推計額である。したがって、総額並びに各税務署取扱分

(単位 千円・%)

9年度	平成20年度	前年比										
		16年度		17年度		18年度		19年度		20年度		
		調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	
160,990,082	149,314,974	143,769,058	120.3	121.3	107.4	107.7	104.3	104.5	135.7	136.5	89.9	89.3
70,554,698	81,582,855	77,341,793	98.1	98.8	103.8	105.0	109.1	110.1	186.5	189.6	110.2	109.6
11,746,629	7,738,924	7,731,939	119.0	119.2	102.1	102.0	120.2	120.2	118.2	118.3	65.8	65.8
-	-	-	皆減	皆減	-	-	-	-	-	-	-	-
4,147,883	4,227,073	4,107,033	102.3	102.4	98.9	99.5	98.8	99.6	101.6	101.6	99.0	99.0
58,843,877	42,124,151	42,163,269	127.4	127.5	114.5	114.4	106.3	106.0	115.3	115.5	71.5	71.7
6,522,193	5,691,600	5,073,421	103.6	106.1	133.5	131.9	103.2	103.0	108.8	113.1	77.6	77.8
68,169	64,950	64,950	94.2	94.2	101.8	101.8	100.8	100.8	96.2	96.2	95.3	95.3
978,760	378,453	378,453	298.0	298.0	90.2	90.2	30.0	30.0	106.4	106.4	38.7	38.7
8,127,874	7,506,967	6,908,200	241.7	246.8	93.4	93.0	91.0	91.0	90.5	90.3	85.0	85.0
-	-	-	著増	著増	皆減	皆減	-	-	-	-	-	-
-	-	-	皆減	皆減	-	-	-	-	-	-	-	-
112,032,727	113,284,943	108,806,917	107.9	108.9	106.5	106.9	111.6	112.3	147.9	148.6	97.9	97.1
43,365,002	30,978,943	30,135,235	153.0	153.6	108.8	108.7	91.7	91.5	115.6	116.8	69.5	69.5
5,592,353	5,051,088	4,826,906	105.4	105.7	109.9	110.5	107.2	105.9	104.5	103.3	86.3	86.3

8 指定都市の状況(平成20年度)

(1) 人口等

区分	川崎市		札幌市		仙台市		さいたま市	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
人口等	人口(人)	1,373,630 102.0	1,895,882 100.3	1,029,552 100.1	1,192,418 100.7			
	世帯数(世帯)	628,245 103.0	868,341 101.4	449,041 101.0	489,416 101.8			
	面積(km <sup>2</sup> )	144.35 100.0	1,121.12 100.0	788.09 100.0	217.49 100.0			
	人口密度(人/km <sup>2</sup> )	9,516 102.0	1,691 100.3	1,306 100.1	5,483 100.7			
一般会計等	一般会計	歳入額(A)	585,884,181 110.3	764,487,084 100.5	408,237,078 105.1	425,712,645 108.7		
		歳出額	574,573,393 109.6	762,253,015 100.5	405,481,003 105.4	398,391,553 105.0		
	基準財政	収入額(B)	226,806,189 102.2	233,733,994 99.9	148,299,620 100.0	174,783,591 100.6		
		需要額(C)	206,178,365 100.3	332,723,607 99.5	172,532,583 100.1	169,362,574 101.6		
	市税等	予算額(D)	290,507,539 101.3	283,300,000 99.4	179,578,600 100.0	221,244,962 101.9		
		調定額(E)	305,125,948 101.5	298,356,053 100.3	192,750,793 101.3	234,700,068 101.9		
		収入額(F)	293,779,349 101.4	282,150,265 99.9	180,961,207 101.0	221,501,883 101.9		
		不納欠損額	926,697 109.6	1,708,029 113.0	1,804,194 103.0	972,126 80.4		
	徴税費等	徴税費(G)	4,486,733 95.8	7,368,094 96.5	4,907,858 111.2	4,427,651 94.9		
		道府県民税徴収取扱費(H)	2,963,813 73.8	3,453,457 82.9	1,944,040 93.4	2,418,132 84.3		
徴税費の割合(G-H)/F		0.5 -	1.4 -	1.6 -	0.9 -			
税務職員数(臨時職員含む)		518 100.4	753 99.9	353 98.9	360 103.2			
率	一般会計歳入額中に占める市税の割合(F/A)	50.1 -	36.9 -	44.3 -	52.0 -			
	基準財政収入額/基準財政需要額(B/C)	110.0 -	70.2 -	86.0 -	103.2 -			
	市税収入額対予算比(F/D)	101.1 -	99.6 -	100.8 -	100.1 -			
	市税収入額対調定比(F/E)	96.3 -	94.6 -	93.9 -	94.4 -			

(注) 1 人口等は、平成20年1月1日現在である。

2 徴税費等は、「平成21年度 市町村税課税状況等の調、第39表」の平成20年度実績による。

(単位 千円・人・%)

千葉市	横浜市		新潟市		静岡市		浜松市	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	
938,695 100.8	3,631,236 100.7	813,053 100.0	710,944 99.8	811,431 100.4				
387,412 101.7	1,534,190 101.8	303,410 101.1	274,282 101.0	301,653 102.4				
272.08 100.0	434.98 100.0	726.10 100.0	1,388.79 100.0	1,511.17 100.0				
3,450 100.8	8,348 100.7	1,120 100.0	512 99.8	537 100.4				
323,397,824 89.8	1,415,348,367 106.1	330,881,808 105.4	287,046,307 105.1	283,426,730 104.4				
322,198,909 90.4	1,345,164,896 101.8	327,604,981 105.3	277,809,932 105.0	273,931,476 104.6				
145,328,648 100.4	577,142,064 101.9	105,385,436 99.6	109,579,728 100.3	123,549,330 100.2				
141,539,292 100.7	567,086,431 99.8	148,503,295 100.0	117,179,122 100.2	133,172,380 100.4				
181,000,000 99.5	728,851,000 100.9	122,157,402 101.6	129,689,888 100.7	136,800,000 99.2				
193,687,842 99.6	751,851,853 100.7	129,352,549 101.3	138,879,150 101.5	145,651,781 99.9				
178,213,851 100.2	729,457,004 100.8	121,384,355 101.3	130,002,730 101.3	136,912,796 99.6				
1,982,770 98.7	3,539,770 117.7	749,748 122.9	560,847 115.1	548,852 63.8				
3,479,052 97.2	12,025,212 101.7	2,856,441 93.1	2,619,948 102.0	2,939,095 101.5				
2,091,751 94.0	8,592,916 80.4	1,840,377 130.0	1,479,431 86.7	1,739,316 104.6				
0.8 -	0.5 -	0.8 -	0.9 -	0.9 -				
320 100.9	1,200 100.2	302 101.0	291 102.5	333 100.0				
55.1 -	51.5 -	36.7 -	45.3 -	48.3 -				
102.7 -	101.8 -	71.0 -	93.5 -	92.8 -				
98.5 -	100.1 -	99.4 -	100.2 -	100.1 -				
92.0 -	97.0 -	93.8 -	93.6 -	94.0 -				

8 指定都市の状況(平成20年度)(続)

(1) 人口等(続)

区分	名古屋市		京都市		大阪市		堺市		
		前年比		前年比		前年比		前年比	
人口等	人口(人)	2,239,464	100.6	1,468,906	99.8	2,645,305	100.3	835,333	100.3
	世帯数(世帯)	987,732	101.6	666,766	100.8	1,275,073	101.0	334,806	101.6
	面積(km <sup>2</sup> )	326.45	100.0	827.90	100.0	222.11	100.0	149.99	100.0
	人口密度(人/km <sup>2</sup> )	6,860	100.6	1,774	99.8	11,910	100.3	5,569	100.3
一般会計	歳入額(A)	969,322,038	100.4	732,747,526	108.2	1,581,452,812	99.1	297,934,483	101.8
	歳出額	965,677,833	100.4	731,330,232	109.0	1,579,335,611	99.2	294,275,779	101.3
基準財政	収入額(B)	414,476,732	99.9	210,723,681	100.2	532,219,055	99.1	110,758,359	100.3
	需要額(C)	388,427,145	99.1	274,943,053	99.4	548,636,311	100.1	133,907,070	98.7
市税等	予算額(D)	515,448,079	99.8	266,252,000	102.7	672,294,998	98.8	132,057,000	100.7
	調定額(E)	529,145,115	100.1	274,039,975	102.1	703,405,831	98.9	138,829,489	99.8
	収入額(F)	516,306,272	100.0	266,407,424	102.1	670,787,495	98.9	132,440,557	99.9
	不納欠損額	1,264,820	87.4	734,329	83.9	3,278,897	92.3	605,386	76.9
徴税費等	徴税費(G)	12,673,964	98.5	7,522,715	100.2	14,717,334	95.2	3,517,820	105.7
	道府県民税徴収取扱費(H)	4,555,828	85.5	2,433,959	93.7	4,631,580	93.4	1,473,046	92.7
	徴税費の割合(G-H)/F	1.6	-	1.9	-	1.5	-	1.5	-
率	税務職員数(臨時職員含む)	1,136	99.9	717	98.8	1,267	88.1	328	101.2
	一般会計歳入額中に占める市税の割合(F/A)	53.3	-	36.4	-	42.4	-	44.5	-
	基準財政収入額/基準財政需要額(B/C)	106.7	-	76.6	-	97.0	-	82.7	-
	市税収入額								
対予算比(F/D)	100.2	-	100.1	-	99.8	-	100.3	-	
対調定比(F/E)	97.6	-	97.2	-	95.4	-	95.4	-	

(注) 1 人口等は、平成20年1月1日現在である。

2 徴税費等は、「平成21年度市町村税課税状況等の調、第39表」の平成20年度実績による。

(単位 千円・人・%)

神戸市	広島市		北九州市		福岡市		
		前年比		前年比		前年比	
1,530,847	100.1	1,163,806	100.4	986,998	99.6	1,430,371	100.9
660,251	101.0	501,465	101.2	421,921	100.8	676,226	101.8
552.80	100.0	905.13	100.0	487.71	100.0	340.60	100.0
2,769	100.0	1,286	100.4	2,024	99.7	4,200	100.9
716,168,108	99.8	552,986,370	102.0	496,632,568	100.3	675,673,475	100.7
704,762,222	99.0	548,053,826	102.3	491,991,582	100.1	667,639,811	100.7
222,076,169	98.4	167,446,221	98.8	137,261,241	98.3	216,011,916	98.9
302,930,348	99.1	211,165,965	100.6	194,658,515	99.6	254,664,420	99.6
279,400,279	100.5	212,802,978	100.9	167,989,400	99.1	273,661,896	101.1
291,898,870	101.0	221,913,861	101.2	173,517,357	99.5	284,566,383	101.0
277,911,962	100.7	212,604,978	101.2	167,490,841	99.3	272,645,884	100.8
1,202,826	159.6	686,680	103.4	308,415	50.1	1,390,444	136.1
7,293,474	98.7	4,125,610	95.5	4,868,397	94.3	5,901,407	98.3
2,738,129	102.9	2,278,083	89.1	1,896,172	120.7	2,579,843	107.8
1.6	-	0.9	-	1.8	-	1.2	-
687	98.0	450	100.7	462	98.9	543	100.0
38.8	-	38.4	-	33.7	-	40.4	-
73.3	-	79.3	-	70.5	-	84.8	-
99.5	-	99.9	-	99.7	-	99.6	-
95.2	-	95.8	-	96.5	-	95.8	-









8 指定都市の状況(平成20年度)(続)

(2) 市税等決算額(続)

(単位 千円・%)

区 分	北 九 州 市				福 岡 市			
	調 定 額	収入率	収 入 額	前年比	調 定 額	収入率	収 入 額	前年比
市	173,517,357	96.5	167,490,841	99.3	284,566,383	95.8	272,645,884	100.8
現 年 課 税	168,435,900	98.5	165,929,531	99.6	273,924,011	98.6	269,998,727	100.8
滞 納 繰 越	5,081,457	30.7	1,561,310	74.7	10,642,372	24.9	2,647,157	100.3
市 現 年 課 税	68,234,237	96.7	65,977,033	99.4	133,852,459	95.4	127,713,747	100.4
個 年 課 税	66,440,866	98.4	65,402,515	99.2	128,504,555	98.3	126,341,000	100.3
法 人 課 税	48,020,387	98.0	47,045,670	102.4	85,750,061	97.3	83,437,844	102.5
滞 納 繰 越	18,420,479	99.7	18,356,845	91.8	42,754,494	100.3	42,903,156	96.2
個 法 定 年 課 税	1,793,371	32.0	574,518	126.2	5,347,904	25.7	1,372,747	115.7
固 定 資 産 税	1,674,049	32.4	542,801	130.4	4,931,683	25.3	1,245,755	115.7
土 地 課 税	119,322	26.6	31,717	81.2	416,221	30.5	126,992	115.7
家 賃 課 税	75,683,046	96.2	72,839,324	99.7	109,544,083	95.9	105,016,424	101.5
滞 納 繰 越	69,182,637	98.4	68,070,098	100.5	104,563,673	98.7	103,179,497	101.8
交 納 付 金	26,562,804	98.1	26,048,830	96.0	38,931,183	98.5	38,356,894	100.8
交 納 付 金	28,251,503	98.0	27,693,753	103.5	52,430,731	98.5	51,655,998	103.7
交 納 付 金	14,368,330	99.7	14,327,515	103.8	13,201,759	99.7	13,166,605	97.7
交 納 付 金	2,499,582	30.7	768,399	59.6	4,134,319	24.0	990,836	87.3
交 納 付 金	1,254,608	30.7	384,711	59.3	1,798,759	24.0	431,586	84.8
交 納 付 金	1,178,607	30.7	361,272	59.6	2,212,318	24.0	530,814	86.9
交 納 付 金	66,367	33.8	22,416	65.5	123,242	23.1	28,436	180.2
交 納 付 金	4,000,827	100.0	4,000,827	98.6	846,091	100.0	846,091	84.4
交 納 付 金	4,000,827	100.0	4,000,827	100.4	846,091	100.0	846,091	100.1
交 納 付 金	—	—	—	皆減	—	—	—	皆減
交 納 付 金	1,356,077	90.4	1,226,234	103.0	1,231,603	88.5	1,089,525	103.9
交 納 付 金	1,240,286	95.7	1,187,457	103.2	1,104,514	96.2	1,062,067	104.5
交 納 付 金	115,791	33.5	38,777	98.6	127,089	21.6	27,458	85.1
交 納 付 金	6,904,831	100.0	6,904,831	94.5	10,190,458	100.0	10,190,426	94.5
交 納 付 金	6,904,831	100.0	6,904,831	94.5	10,190,426	100.0	10,190,426	94.5
交 納 付 金	—	—	—	—	32	—	—	—
交 納 付 金	30,224	98.0	29,629	96.6	—	—	—	—
交 納 付 金	30,224	98.0	29,629	96.6	—	—	—	—
交 納 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—
交 納 付 金	116,910	0.3	385	3.9	12,605	9.5	1,203	7.7
交 納 付 金	36,648	0.8	295	3.4	690	100.0	690	5.1
交 納 付 金	80,262	0.1	90	7.8	11,915	4.3	513	26.1
交 納 付 金	23,501	100.0	23,501	94.5	29,492	99.4	29,326	103.2
交 納 付 金	23,501	100.0	23,501	94.5	29,282	99.8	29,217	103.0
交 納 付 金	—	—	—	—	210	51.9	109	231.9
交 納 付 金	6,788,620	99.4	6,747,979	102.5	6,898,188	99.5	6,863,439	103.2
交 納 付 金	6,758,560	99.7	6,740,594	102.5	6,854,098	99.8	6,843,801	103.0
交 納 付 金	30,060	24.6	7,385	78.2	44,090	44.5	19,638	317.1
交 納 付 金	13,205,487	95.2	12,567,501	98.9	22,807,495	95.3	21,741,794	102.0
交 納 付 金	12,643,096	98.0	12,395,360	99.9	21,830,682	98.5	21,505,938	102.3
交 納 付 金	562,391	30.6	172,141	58.9	976,813	24.1	235,856	85.1
交 納 付 金	1,174,424	100.0	1,174,424	89.4	—	—	—	—
交 納 付 金	1,174,424	100.0	1,174,424	89.6	—	—	—	—
交 納 付 金	—	—	—	皆減	—	—	—	皆減
地 方 課 税	3,968,385	100.0	3,968,385	95.9	6,793,339	100.0	6,793,339	95.9
自 動 車 重 量 課 税	2,128,773	100.0	2,128,773	98.5	2,491,540	100.0	2,491,540	97.7
地 方 道 路 課 税	1,376,064	100.0	1,376,064	91.5	1,650,626	100.0	1,650,626	91.4
特 別 道 路 課 税	315,777	100.0	315,777	100.3	124,556	100.0	124,556	122.2
航 空 機 燃 料 課 税	17,850	100.0	17,850	80.1	2,404,581	100.0	2,404,581	96.3
石 油 ガ ス 課 税	129,921	100.0	129,921	94.6	122,036	100.0	122,036	94.7
利 子 割 交 付 金	563,620	100.0	563,620	100.0	1,018,453	100.0	1,018,453	99.6
配 当 割 交 付 金	156,903	100.0	156,903	35.1	283,795	100.0	283,795	35.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	62,289	100.0	62,289	21.2	112,135	100.0	112,135	21.1
地 方 消 費 税 交 付 金	9,364,260	100.0	9,364,260	93.4	15,124,444	100.0	15,124,444	94.9
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	59,985	100.0	59,985	92.1	50,904	100.0	50,904	94.4
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	—	—	—	—	—	—	—	皆減
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,876,611	100.0	1,876,611	84.1	2,176,821	100.0	2,176,821	84.0
軽 油 引 取 税 交 付 金	6,140,741	100.0	6,140,741	90.3	5,134,062	100.0	5,134,062	90.9
国 有 提 供 施 設 助 成 交 付 金	27,973	100.0	27,973	97.0	33,175	100.0	33,175	97.1

平成 21 年度  
市 税 概 要  
平成 22 年 2 月 発 行

編 集 発 行 川 崎 市 財 政 局 税 務 部 税 制 課

川 崎 市 川 崎 区 宮 本 町 1 番 地  
電 話 044(200)2111(代 表)